

「被災地応援ツアー」の利用条件等の変更のご案内

令和5年5月8日（月）に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行することに伴い、「被災地応援ツアー」の利用条件等が変更となりますので、以下のとおりお知らせいたします。

概要

「被災地応援ツアー」の利用条件等における変更点は、以下のとおりです。
令和5年5月8日（月）以降出発の【宿泊旅行】・【日帰り旅行】について、

ツアー参加者のワクチン3回以上の接種済又は検査結果が陰性であることの確認書類が不要となります。

また、【福島県教育旅行復興支援事業（修学旅行・合宿等）】について、

交付申請時の「新型コロナウイルス感染症対策誓約書」の提出が不要となります。

「被災地応援ツアー」の【宿泊旅行】・【日帰り旅行】（一般の方）を利用される皆様へ

令和5年5月8日（月）以降出発の【宿泊旅行】・【日帰り旅行】について、購入時や宿泊当日のチェックイン時等における「新型コロナワクチン3回以上の接種済」又は「検査結果が陰性であること」が確認できる書類が不要となります。

「被災地応援ツアー」の【福島県教育旅行復興支援事業（修学旅行・合宿等）】を利用される皆様へ

交付申請時に必要な書類のうち、「新型コロナウイルス感染症対策誓約書」の提出が不要となります。

「被災地応援ツアー」の取扱旅行事業者の皆様へ

令和5年5月8日（月）以降出発の【宿泊旅行】・【日帰り旅行】について、
ツアー参加者の「新型コロナワクチン3回以上の接種済」又は「検査結果が陰性であること」の確認が不要となります。

※ 既に販売済みの「被災地応援ツアー」の予約でも、令和5年5月8日（月）以降出発の旅行では、ワクチン・検査結果の確認は不要となります。

割引の金額に変更はありません。ご不明な点などはお問合せください。

【問合せ先】公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課 TEL：03-5579-2682